

諮問庁：国立大学法人群馬大学

諮問日：令和5年6月1日（令和5年（独情）諮問第66号）

答申日：令和6年10月30日（令和6年度（独情）答申第51号）

事件名：特定の事案に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書33」といい、併せて「本件対象文書1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書1につき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当であるが、本件対象文書2の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月27日付け群大総2第207号により国立大学法人群馬大学（以下「群馬大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求人が群馬大学に対して開示請求した文書は、「群馬大学医学部の特定教員が担当する授業で特定の事案に関する文書全て。」である。それに対し群馬大学は、大部分を不開示とする決定を行った。

群馬大学は不開示理由として法第5条各号に該当することを述べているが、実際はそれに該当せず、開示すべき部分は少なくないものと思われる。

また、群馬大学は「学生からの質問や問い合わせ及びそれに対して医学部や特定教員が回答した文書」に対して存否応答拒否し、その理由として「学生個人の権利利益を害するおそれ」等と述べた。しかし、その具体性や「おそれ」の蓋然性は示されていない。このような抽象的かつ蓋然性が不明確な理由による存否応答拒否が行われると、開示を基本原則とする法の趣旨が損なわれる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

- ① 令和5年2月20日 法人文書開示請求
- ② 同年3月22日 法第10条2項に基づく開示決定等の期限の延長通知
- ③ 同年3月27日 開示決定
- ④ 同年4月5日 法人文書の開示の実施方法等の申出
- ⑤ 同年4月11日 開示の実施（開示文書を送付し本人が受け取った日）
- ⑥ 同年4月17日 審査請求
- ⑦ 同年5月23日～25日 群馬大学情報公開委員会にて原処分を審議

2 処分庁の考え方

令和5年3月27日付け群大総2第207号の決定は維持することが適当と考える。

3 審査請求人の意見に対する処分庁の意見

(1) 審査請求人の意見

審査請求人は、処分庁が行った令和5年3月27日付け群大総2第207号の決定について、「「2記載（国立大学法人群馬大学長の令和5年3月27日付けの法人文書開示決定通知書（群大総第2第207号））の処分を取り消す。」との決済を求める。」として審査請求を行った。

(2) 処分庁の意見

ア 対象文書について

審査請求人は、別紙の1に掲げる各文書（以下「本件請求文書」という。）を開示請求し、群馬大学は、本件対象文書1及び本件対象文書2を特定し、文書の一部を不開示又は存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った。

イ 決定を維持する理由

処分庁が行った決定では、別紙の2に掲げる文書のうち、文書17、文書20、文書21、文書30及び文書32はその全部を開示したことから、以下において全部を開示した文書を除いて決定を維持する理由を説明する。

(ア) 文書1ないし文書6について

文書1ないし文書6は報道機関からの取材に関する文書であり、記載されている報道機関の記者氏名、報道機関に関する情報、件名、添付ファイル名及びメール本文を公にすれば報道機関の取材の時期、取材の意図、取材内容及び取材方法等に係るノウハウが明らかになるとともに、結果的に当該報道機関が取材した内容等を当該報道機関が行った報道以外の目的に供することとなり、当該報道機関の正

当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するとともに、記者氏名は同条1号の個人に関する情報にも該当するため不開示とした。

また、記載されている群馬大学職員の役職名、氏名、電話番号、FAX番号、携帯番号、メールアドレス及びメール本文はこれを公にすると、特定の職員へ直接多数の問合せが行き、その対応に迫られる等、群馬大学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当するとともに、群馬大学職員の役職名、氏名、携帯番号及びメールアドレスは同条1号の個人に関する情報にも該当するため不開示とした。なお、群馬大学職員の役職名を開示すると、市販の職員録により個人名及び連絡先が特定され、問合せが集中し業務に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 文書7について

文書7は、電話による報道機関又は個人から群馬大学への問合せの対応記録であり、報道機関からの問合せに関する情報は文書1ないし文書6と同様に法5条1号及び2号イに該当し、個人からの問合せに関する情報は、個人の特定はできないものの公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあることから、同条1号に該当するため不開示とした。

また、記載されている群馬大学職員の氏名、群馬大学の回答及び方法は、これを公にすると、特定の職員へ直接多数の問合せが行き、その対応に迫られる等、群馬大学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当するとともに、群馬大学職員の氏名は同条1号の個人に関する情報にも該当するため不開示とした。

(ウ) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、開示請求のあった本件請求文書の(1)のうち学生からの質問や問合せに関するものであり、それ自体が学生個人に関する情報であるとともに、それに対する回答についても、質問と一体として学生個人に関する情報である。そのため、特定の個人を特定することができないとしても、その存否を答えるだけで、学生個人の権利利益を害するおそれがあるため、存否を明らかにしないで開示請求を拒否した。

(エ) 文書8ないし文書16、文書18及び文書19、文書22ないし文書29について

文書8ないし文書16、文書18及び文書19、文書22ないし文書29は、医学部で行われた会議に関する文書であり、記載されている講師以上の役職者を除いた群馬大学教員氏名、係長以上の役

職者を除いた群馬大学職員氏名及び学生委員の氏名並びに個人の特定できる学生の成績評価に関する部分は個人に関する情報であることから、法5条1号の個人に関する情報に該当するため不開示とした。

学生の成績判定、学生の身分、学生の処遇等に関する部分、授業・試験の実施、カリキュラム編成・カリキュラム評価等に関する部分、学外機関と行う事業等に関する記載は、内部管理情報であり、当該部分を公にした場合、対外秘として大学が保有する学生の評価・判定方法やそれらの結果が示す大学独自の学生の成績等に係る分布・分析情報等の機密情報、群馬大学が独自性をもって進めるべき今後のカリキュラム編成、その他戦略性をもって様々な機関と個別に進めている教育・研究上の方策やその過程が拡散されることとなり群馬大学の事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号柱書きに該当するため不開示とした。

教員の人事に関する記載は、人事管理上の機密情報でありこれらを公にした場合、群馬大学における公正かつ円滑な人事の検討や確保に大きな支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号へに該当するため不開示とした。

また、文書29には今後行われる授業の実施日時及び実施場所といった授業時間割の情報が記載されており、これは医学部の学生教職員間でのみ共有される情報である。これを公にすることにより、防犯等への懸念やそのことによる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号ロに該当するため不開示とした。また、このような情報を開示することにより、学外者が授業を行っている教室へ侵入し授業を妨害し群馬大学の事業に支障を及ぼすおそれもあることから、法5条4号柱書きにも該当する。

(オ) 文書31について

文書31は、文書30のアンケートに回答した学生の意見が記載されていることから、法5条1号に該当するとともに、群馬大学の授業改善のために取得した情報であることから、学生が群馬大学に対して自由に表明した回答を公表した場合、今後学生一般からの自由で様々な意見が群馬大学に寄せられなくなるおそれがあることから、同条4号柱書きに該当するため不開示とした。

(カ) 文書33について

文書33には、特定の報道機関からの質問への回答及び当該回答に伴う想定であり、報道機関名が記載されている部分及び質問の内容は、文書1ないし文書6と同様に法5条2号イに該当するため不開示とした。

報道機関からの質問に対する回答並びに想定問の内容及びそれに対する回答は、公になった事実のない特定授業の実施内容等に関する情報であり、これを公にすると、特定授業のノウハウが明らかになるとともに、多数の問合せにより群馬大学の事務又は事業の適切な遂行が妨げられることが想定されることから法5条4号柱書きに該当するため不開示とした。

審査請求を受けて、群馬大学情報公開委員会にて原処分を検討した結果、上述のとおり、対象文書には法5条1号、2号イ又は4号柱書き、同号ロ若しくは同号へに該当する不開示部分が存在し、群馬大学は法の趣旨を踏まえた処分を行っていることから、原処分は妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| ① | 令和5年6月1日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月22日 | 審議 |
| ④ | 令和6年9月19日 | 本件対象文書1の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年10月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号柱書き、同号ロ及び同号へに該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、その存否を答えるだけで同条1号により不開示とすべき情報を開示することとなるとして、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めるところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書1の不開示部分のうち、別紙の4に掲げる部分を追加して開示することとし、その余の部分（別紙の2の不開示維持部分欄に掲げる各部分。以下、順に「部分1」ないし「部分56」といい、併せて「本件不開示維持部分」という。）については、不開示を維持すべきであるとし、本件対象文書2については、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書1の見分結果に基づき、本件対象文書1の本件不開示維持部分の不開示情報該当性及び本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書1の本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号に該当するとして不開示とされた部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、

法5条1号に該当するとして不開示とされた部分2, 部分3, 部分5, 部分7, 部分8, 部分10, 部分13, 部分14, 部分17ないし部分20, 部分22, 部分24, 部分27, 部分29, 部分30, 部分33, 部分34, 部分36, 部分37, 部分41, 部分45及び部分54の不開示理由について, おおむね不開示理由欄のとおり説明する。

イ 当審査会において見分したところ, 当該各不開示維持部分は, 個人の氏名が記載された部分については当該記載自体が, また, 個人の氏名と当該個人に係る情報が併せて記載された部分については, 当該部分の記載全体がそれぞれ一体として, いずれも, 法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該各不開示維持部分の記載等に鑑みれば, 上記諮問庁の説明に不自然, 不合理な点があるとはいえず, 法5条1号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められない。

また, 法6条2項による部分開示の可否を検討すると, 当該不開示維持部分は, 特定の個人を識別できることとなる記述等の部分であることから, 同項による部分開示の余地はない。

したがって, 当該各不開示維持部分は, 法5条1号に該当すると認められるので, 部分2, 部分3, 部分5, 部分8, 部分10, 部分14, 部分19につき同条2号イについて判断するまでもなく, 部分7, 部分13, 部分17, 部分22, 部分29, 部分33, 部分36, 部分37, 部分41及び部分54につき同条4号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条2号イに該当するとして不開示とされた部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 諮問庁は, 法5条2号イに該当するとして不開示とされた部分1, 部分4, 部分6, 部分9, 部分11, 部分15, 部分21, 部分25及び部分55の不開示理由について, おおむね不開示理由欄のとおり説明する。

イ 当該各不開示維持部分の記載等に鑑みれば, 各不開示維持部分を公にした場合に生じる法5条2号イの「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は, いずれも不合理であるとまではいえず, これを否定し難い。

したがって, 当該各不開示維持部分は, 法5条2号イに該当すると認められ, 不開示とすることは妥当である。

(3) 法5条4号柱書きに該当するとして不開示とされた部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 諮問庁は, 法5条4号柱書きに該当するとして不開示とされた部分12, 部分16, 部分23, 部分26, 部分28, 部分31, 部分35, 部分

38, 部分39, 部分42, 部分46ないし部分51, 部分53及び部分56の不開示理由について, おおむね不開示理由欄のとおり説明する。

イ 当該各不開示維持部分の記載等に鑑みれば, 各不開示維持部分を公にした場合に生じる法5条4号柱書きの「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は, いずれも不合理であるとまではいえず, これを否定し難い。

したがって, 当該各不開示維持部分は, 法5条4号柱書きに該当すると認められ, 部分50につき同号へについて判断するまでもなく, 部分53につき同号ロについて判断するまでもなく, 不開示とすることは妥当である。

(4) 法5条4号へに該当するとして不開示とされた部分について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 諮問庁は, 法5条4号へに該当するとして不開示とされた部分32, 部分40, 部分43, 部分44及び部分52の不開示理由について, おおむね不開示理由欄のとおり説明する。

イ 各不開示維持部分の記載等に鑑みれば, 各不開示維持部分を公にした場合に生じる法5条4号への「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は, いずれも不合理であるとまではいえず, これを否定し難い。

したがって, 当該各不開示維持部分は, 法5条4号へに該当すると認められ, 不開示とすることは妥当である。

3 本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ, 諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

本件対象文書2は, 群馬大学医学部の特定教員が担当する授業に係る特定の事案に関する個々の学生からの質問及びそれに対する回答であり, 一体として当該学生に係る法5条1号に規定する個人に関する情報である。

当該情報について公表慣行はないところ, 特定の事案に係る学生の人数が報道により明らかになっている状況において, その存在の有無を回答することは, 当該学生が当該申請を行った可能性のあることを公にしてしまうこととなる。特に, 学生間の狭いコミュニティの中ではどの学生が特定状況かは公然の秘密となっており当該学生の同級生といった一定の範囲の者には当該学生の特定が可能になることが否定し難いため, 存否応答拒否としたものである。

(2) 以下, 本件対象文書2の存否応答拒否の妥当性について検討する。

本件請求文書の(1)は, 群馬大学医学部の特定教員が担当する授業に係る特定の事案に関し, 学生や保護者, その他からの質問や問い合わせ, 及び, それに対して医学部や特定教員が回答した文書の開示を求め

ており、本件対象文書2の存否を答えることは、当該事案に関し、学生からの質問及びそれに対して回答を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

本件開示請求書に添付された資料によれば、特定の記事において当該事案に係る学生の人数が掲載されていることが認められるものの、仮に本件対象文書2が存在し、その存在を答えたとしても、これにより明らかにすることとなる情報は、当該事案に関し、学生からの質問があり、これに対して回答が行われた事実があるということであり、直ちに質問を行った個人の特定や推測につながる事情があるとまでは認め難い。

したがって、本件存否情報は、法5条1号の不開示情報に該当せず、本件対象文書2の存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとは認められないので、本件対象文書2につき、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号柱書き、同号ロ及び同号へに該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書1につき、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ、4号柱書き及び同号へに該当すると認められるので、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、本件対象文書2につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当せず、本件対象文書2の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求文書

群馬大学医学部の特定教員が担当する授業に係る特定の事案に関する文書全て。具体的には以下。

- (1) 学生や保護者，その他からの質問や問い合わせ，及び，それに対して医学部や特定教員が回答した文書
- (2) 医学部内で行われた会議（教授会等）の文書
- (3) 特定教員，学生等に行った調査の文書
- (4) 医学部長が学生や保護者に説明した内容の文書（資料には，2月10日にその説明があったことが記載されています。）
- (5) 学生や保護者，マスメディア等からの問い合わせに備えた想定問答集

2 本件対象文書1

- (1) 学生や保護者，その他からの質問や問い合わせ，及び，それに対して医学部や特定教員が回答した文書

ア 報道機関から群馬大学に対する文書

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書1：2022年10月17日付け取材依頼メール	部分1：報道機関に関する情報，件名，添付ファイル名，メール本文	報道機関からの取材に関する文書であり，記載されている報道機関の記者氏名，報道機関に関する情報，件名，添付ファイル名及びメール本文を公にすれば報道機関の取材の時期，取材の意図，取材内容及び取材方法等に係るノウハウが明らかになるとともに，結果的に当該報道機関が取材した内容等を当該報道機関が行った報道以外の目的に供することとなり，当該報道機関の正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イ（以下，「不開示理由①（法5条2号イ）」という。）に該当するため。

	部分 2 : 報道機関の記者氏名	法 5 条 1 号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由①（法 5 条 2 号イ）にも該当するため。
文書 2 : 2 0 2 2 年 1 0 月 1 7 日付け取材依頼メールの添付ファイル	部分 3 : 報道機関の記者氏名	法 5 条 1 号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由①（法 5 条 2 号イ）にも該当するため。
	部分 4 : 上記以外の部分	不開示理由①（法 5 条 2 号イ）に該当するため。
文書 3 : 2 0 2 2 年 1 0 月 1 9 日付け取材依頼メール	部分 5 : 報道機関の記者氏名	法 5 条 1 号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由①（法 5 条 2 号イ）にも該当するため。
	部分 6 : 報道機関に関する情報、件名、添付ファイル名、メール本文	不開示理由①（法 5 条 2 号イ）に該当するため。
	部分 7 : 群馬大学職員の氏名	法 5 条 1 号に該当する個人に関する情報であることに加えて、記載されている群馬大学職員の役職名（開示すると、市販の職員録により個人名及び連絡先が特定されてしまう）、氏名、電話番号、F A X 番号、携帯番号、メールアドレス及びメール本文はこれを公にすると、特定の職員へ直接多数の問合せが行き、その対応に追われる等、群馬大学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 4 号柱書き（以下、「不開示理由②（法 5 条 4 号柱書き）」という。）にも該当するため。

文書 4 : 2022年10月19日付け取材依頼メールの添付ファイル	部分 8 : 報道機関の記者氏名	法 5 条 1 号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由①（法 5 条 2 号イ）にも該当するため。
	部分 9 : 上記以外の部分	不開示理由①（法 5 条 2 号イ）に該当するため。

イ 群馬大学から報道機関に対する文書

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書 5 : 2022年10月17日付け回答メール	部分 10 : 報道機関の記者氏名	法 5 条 1 号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由①（法 5 条 2 号イ）にも該当するため。
	部分 11 : 報道機関に関する情報、件名	不開示理由①（法 5 条 2 号イ）に該当するため。
	部分 12 : メール本文「医学部」の記述を除く。	報道機関に対する対応が公にされると、回答した職員が萎縮し、今後必要な回答をためらうなど法人の事務に支障が生じるため、法 5 条 4 号柱書きに該当する事務又は事業に関する情報に該当する。
	部分 13 : 本学職員の役職名及び氏名、電話番号、FAX番号、携帯番号、メールアドレス	法 5 条 1 号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由②（法 5 条 4 号柱書き）にも該当するため。
文書 6 : 2022年10月19日付け回答メール	部分 14 : 報道機関の記者氏名	法 5 条 1 号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由①（法 5 条 2 号イ）にも該当するため。
	部分 15 : 報道機関に関する情報、件名、依頼メール本文	不開示理由①（法 5 条 2 号イ）に該当するため。

	部分16：メール本文 「群馬大学医学部」の記述を除く。	報道機関に対する対応が公にされると、回答した職員が萎縮し、今後必要な回答をためらうなど法人の事務に支障が生じるため、法5条4号柱書きに該当する事務又は事業に関する情報に該当する。
	部分17：本学職員の役職名及びメールアドレス	法5条1号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由②（法5条4号柱書き）にも該当するため。
文書7：電話問合せに関する文書	部分18：1枚目の表の「連絡者」欄の1ないし4，7，8及び10	個人からの問合せに関する情報であって、個人の特定はできないものの公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため。
	部分19：1枚目の表の「連絡者」欄の5及び6	法5条1号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由①（法5条2号イ）にも該当するため。
	部分20：1枚目の表の「内容」欄の1ないし4及び7ないし10	個人の特定はできないものの公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当する個人に関する情報であるため。
	部分21：1枚目の表の「内容」欄の5及び6	不開示理由①（法5条2号イ）に該当する。
	部分22：1枚目の表の「回答」及び「対応」欄	法5条1号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由②（法5条4号柱書き）にも該当するため。
	部分23：2枚目の欄外の記載の2行目以降	類似の事案が起こった場合に、同様の対応を示す可能性があるが、この情報が外部に今回公開

		されることにより，批判等を招き，本学の対応を不当にゆがめるおそれがあるため，法5条4号柱書きに該当する。
	部分24：2枚目の表の「種別」及び「内容」欄の上から3行	個人からの問合せに関する情報であって，個人の特定はできないものの公にすることにより，なお，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当する。
	部分25：2枚目の表の「種別」及び「内容」欄の一番下の行	当該部分は法人その他の団体に関する情報であって，これを公開すると，通常，当事者間でしか共有されない情報が公になり，当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため，法5条2号イに該当する
	部分26：2枚目の表の「備考」欄	不開示理由②（法5条4号柱書き）に該当するため。

(2) 医学部内で行われた会議（教授会等）の文書

ア 【9月1日開催】2022年度 特定科目A 総合認定会議

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書8：議事要旨	部分27：出席者のうち役職が助教以上である者を除いた群馬大学教員氏名，陪席のうち役職が係長以上である者を除いた群馬大学職員氏名	医学部で行われた会議に関する文書であり，記載されている助教以上の役職者を除いた群馬大学教員氏名，係長以上の役職者を除いた群馬大学職員氏名及び学生委員の氏名並びに個人の特定できる学生の成績評価に関する部分は個人に関する情報であることから，法5条1号の個人に関する公にしていけない情報（以下，「不開示理由③（法5条1号）」という。）に該当するため。

	部分28：協議事項1～9のうち各標題を除いた部分	学生の成績判定，学生の身分，学生の処遇等に関する部分，授業・試験の実施，カリキュラム編成・カリキュラム評価等に関する部分，学外機関と行う事業等に関する記載は，内部管理情報であり，当該部分を公にした場合，対外秘として大学が保有する学生の評価・判定方法やそれらの結果が示す大学独自の学生の成績等に係る分布・分析情報等の機密情報，群馬大学が独自性をもって進めるべき今後のカリキュラム編成，その他戦略性をもって様々な機関と個別に進めている教育・研究上の方策やその過程が拡散されることとなり群馬大学の事務又は事業に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条4号柱書き（以下，「不開示理由④（法5条4号柱書き）」という。）に該当するため
文書9：資料（総合認定会議資料）	部分29：表のうち1，2段目の項目名を除いた部分	法5条1号に該当する個人に関する情報であることに加えて，不開示理由④（法5条4号柱書き）にも該当するため。

イ 【9月2日開催】2022年度 第7回 医学科教務部会

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書10：議事要旨	部分30：陪席者のうち役職が係長以上である者を除いた群馬大学職員氏名	不開示理由③（法5条1号）に該当するため。
	部分31：協議事項2ないし5，10，11，15な	不開示理由④（法5条4号柱書き）に該当するため。

	いし18のうち各 標題を除いた部分	
	部分32：協議事 項20のうち標題 を除いた部分	教員の人事に関する記載は、人事管理上の機密情報でありこれらを公にした場合、群馬大学における公正かつ円滑な人事の検討や確保に大きな支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号へ（以下、「不開示理由⑤（法5条4号へ）」という。）に該当するため。
文書11：資料 4（医学科教務 部会資料 20 22年9月2日 No. 4）	部分33：表のう ち1, 2段目の項 目名を除いた部分	法5条1号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由④（法5条4号柱書き）にも該当するため。

ウ 【9月15日開催】2022年度 第8回 臨時医学科教務部会

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書12：議事 要旨	部分34：陪席者 のうち役職が係長 以上である者を除 いた群馬大学職員 氏名	不開示理由③（法5条1号）に 該当するため。
	部分35：協議事 項1～4のうち各 標題を除いた部分	不開示理由④（法5条4号柱書 き）に該当するため。
文書13：資料 3（医学科教務 部会資料 20 22年9月15 日 No. 3- 1）	部分36：表のう ち1, 2段目の項 目名を除いた部分	法5条1号に該当する個人に関する情報であることに加えて、不開示理由④（法5条4号柱書き）にも該当するため。
文書14：資料 3（医学科教務 部会資料 20 22年9月15 日 No. 3- 1）	部分37：資料番 号及び「回収資 料」の記載を除い た部分	不開示理由③（法5条1号）に 加えて、不開示理由④（法5条 4号柱書き）に該当するため。

2)		
文書15：資料3（医学科教務部会資料 2022年9月2日 No. 3-3）	部分38：資料番号及び標題を除いた部分	不開示理由④（法5条4号柱書き）に該当するため。
文書16：資料4（医学科教務部会資料 2022年9月15日 No. 4）	部分39：電話番号	不開示理由②（法5条4号柱書き）に該当するため。

エ 【10月11日開催】第61回医学系研究科企画戦略会議

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書17：会議次第	—	—
文書18：会議メモ	部分40：議題3の概要及び結果の記載部分	不開示理由⑤（法5条4号へ）に該当するため。
文書19：資料1（医学系研究科企画戦略会議資料 令和4年10月11日 No. 1）	部分41：資料番号及び「回収資料」の記載を除いた部分	不開示理由③（法5条1号）に加えて、不開示理由④（法5条4号柱書き）に該当するため。

オ 【11月7日開催】第62回医学系研究科企画戦略会議

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書20：会議次第	—	—
文書21：会議メモ	—	—

カ 【11月15日開催】第1441回医学科会議

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書22：会議記録	部分42：報告事項7, 9, 11及び審議事項3～5のうち各標題を除	不開示理由④（法5条4号柱書き）に該当するため。

	いた部分	
	部分 4 3 : 審議事項 1, 2 のうち各 標題を除いた部分	不開示理由⑤ (法 5 条 4 号へ) に該当するため。

キ 【11月15日開催】第172回医学系研究科教授会

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書 2 3 : 会議 記録	部分 4 4 : 報告事 項 1, 2 及び審議 事項 1, 2 のうち 各標題を除いた部 分	不開示理由⑤ (法 5 条 4 号へ) に該当するため。

ク 【12月8日開催】令和4年度第1回カリキュラム検討委員会

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書 2 4 : 議事 要旨	部分 4 5 : 学生委 員の氏名, 陪席者 のうち役職が係長 以上である者を除 いた群馬大学職員 氏名	不開示理由③ (法 5 条 1 号) に 該当するため。
	部分 4 6 : 審議事 項 1 ~ 6 のうち各 標題を除いた部分	不開示理由④ (法 5 条 4 号柱書 き) に該当するため。

ケ 【12月12日開催】令和4年度第3回カリキュラム評価委員会

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書 2 5 : 議事 要旨	部分 4 7 : 審議事 項 1 の標題を除い た部分	不開示理由④ (法 5 条 4 号柱書 き) に該当するため。
文書 2 6 : 資料 4 (カリキュラ ム評価委員会 2022年12 月12日資料 4) ※審議事項 1 に 関する資料	部分 4 8 : 資料番 号を除いた部分	不開示理由④ (法 5 条 4 号柱書 き) に該当するため。

文書 27 : 資料 5 (カリキュラム評価委員会 2022年12月12日資料 5) ※審議事項 1 に関する資料	部分 49 : 資料番号を除いた部分	不開示理由④ (法 5 条 4 号柱書き) に該当するため。
--	--------------------	--------------------------------

コ 【12月20日開催】第1443回医学科会議

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書 28 : 会議記録	部分 50 : 報告事項 8 のうち 2 段落目の記載部分	不開示理由④ (法 5 条 4 号柱書き) に加えて, 不開示理由⑤ (法 5 条 4 号へ) に該当するため。
	部分 51 : 報告事項 11 の標題を除いた部分	不開示理由④ (法 5 条 4 号柱書き) に該当する事務又は事業に関する情報であるため。
	部分 52 : 審議事項 2 の標題を除いた部分	不開示理由⑤ (法 5 条 4 号へ) の人事管理に係る事務に関する情報であるため。
文書 29 : 資料 8 (令和 4 年度第 1 回カリキュラム検討委員会)	部分 53 : 資料番号, 1 枚目及び 16 枚目を除いた部分	このような情報を開示することにより, 学外者が授業を行っている教室へ侵入し授業を妨害する等の群馬大学の事業に支障を及ぼすおそれもあることから, 法 5 条 4 号柱書きに該当するため, また, 今後行われる授業の実施日時及び実施場所といった授業時間割の情報が記載されており, これは医学部の学生教職員間でのみ共有される情報である。これを公にすることにより, 防犯等への懸念やそのことによる公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから, 法 5 条 4 号ロにも該当するため。

(3) 特定教員，学生等に行った調査の文書

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書30：特定科目Bのアンケート	—	—
文書31：特定科目Bのアンケートに対する学生の回答をとりまとめた文書	部分54：全部不開示	文書30のアンケートに回答した学生の意見が記載されていることから，法5条1号に該当する公にしていけない個人に関する情報であるとともに，群馬大学の授業改善のために取得した情報であることから，学生が群馬大学に対して自由に表明した回答を公表した場合，今後学生一般からの自由で様々な意見が群馬大学に寄せられなくなるおそれがあることから，同条4号柱書きに該当するため。

(4) 医学部長が学生や保護者に説明した内容の文書（資料には，2月10日にその説明があったことが記載。）

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書32：特定科目Cの設置にあたっての学生への説明文（2月10日実施）	—	—

(5) 学生や保護者，マスメディア等からの問い合わせに備えた想定問答集

文書名	不開示維持部分	不開示理由
文書33：報道機関に対する想定問答集	部分55：標題のうち報道機関名が記載された部分，質問10，質問11の内容	不開示理由①（法5条2号イ）に該当するため。
	部分56：質問10，質問11に対する回答内容，想定問1～10の内	報道機関からの質問に対する回答並びに想定問の内容及びそれに対する回答は，公になった事実のない特定授業の実施内容等

	容及びそれに対する回答内容	に関する情報であり，これを公にすると，特定授業のノウハウが明らかになるとともに，多数の問合せにより群馬大学の事務又は事業の適切な遂行が妨げられることが想定されることから法5条4号柱書きに該当するため。
--	---------------	--

3 本件対象文書2

学生からの質問や問合せ及びそれに対して医学部や特定教員が回答した文書

4 諮問庁が改めて検討した結果，新たに開示するとしている部分

(1) 文書7の以下の部分

ア 1枚目の表の左端の番号及び日時

イ 1枚目の表の「9」の「連絡者」欄

ウ 2枚目の表の日にち，時間及び対応時間

(2) 文書8に記載された助教の氏名